



2024年9月24日

各 位

会 社 名 株式会社アイロムグループ
代表者名 代表取締役社長 森 豊隆
(コード番号 2372 東証プライム)
問合せ先
役 職 専務取締役
CEOオフィスセンター担当
氏 名 小島 修一
電 話 03-3264-3148

剰余金の配当（無配）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年5月13日付で別途公表いたしました「MBOの実施予定及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「2024年5月13日付プレスリリース」という。）に記載のとおり、ビー・エックス・ジェイ・ビー・ツー・ホールディング株式会社（以下「公開買付者」という。）による当社の発行済普通株式（以下「当社株式」という。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」という。）が開始される予定であることに加えて、2024年6月20日付「ビー・エックス・ジェイ・ビー・ツー・ホールディング株式会社による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」（以下「2024年6月20日付プレスリリース」という。）に記載のとおり、公開買付者によれば、2024年11月末日までには、オーストラリアにおける競争法に基づく必要な手続及び対応が完了し、本公開買付けが開始されることを見込んでおり、引き続き早期にこれらの手続及び対応を完了すべく努めていることを踏まえて、2024年9月30日を基準日とする2025年3月期の剰余金の配当（中間配当）を行わないことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 配当（無配）の内容

	決定額	直近の配当予想 (2024年8月2日)	前期実績 (2024年3月期 第2四半期末)
基 準 日	2024年9月30日	同左	2023年9月30日
1株当たり配当金	0円00銭	未定	40円00銭
配 当 金 総 額	—	—	484百万円
効 力 発 生 日	—	—	2023年12月8日
配 当 原 資	—	—	利益剰余金

2. 理由

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、本公開買付けについて、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては本公開買付けへ応募することを推奨する旨を決議しております。なお、当該取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手続きにより当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。詳細については、2024年5月13日付プレスリリースをご参照ください。

当社は、利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本に、業績と企業体質強化及び今後の成長に向けた留保とを総合的に勘案した上で利益配分を決

定することとし、2023年11月6日付で「剰余金の配当（中間配当）および期末配当予想の修正（増配）に関するお知らせ」を公表しておりました。

その後、2024年2月27日に公開買付関係者等より本公開買付けについて初期的な意向表明書を受領し、当社として本公開買付けの実施に向けた協議・交渉を開始することになりました（詳細な当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由は、2024年5月13日付プレスリリースをご参照ください。）。

そして、2024年5月13日開催の取締役会において、当社の本公開買付けに関する意見を表明するにあたり、本公開買付けにおける公開買付価格（以下「本公開買付価格」という。）は、2024年3月31日を基準日とする剰余金の配当が行われないことを前提に、総合的に判断し決定されていることに加え、本公開買付期間の開始前ないしは本公開買付期間中に開催を予定している定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に剰余金の配当に関する議案を上程し、本定時株主総会において当該議案に対する増配の動議が提出されることにより、本公開買付けの成立を不安定なものとする恐れがあるため、本公開買付けへの応募を希望する当社の株主の皆様が、本公開買付けを通じて享受できる利益を確保すべく、2024年3月31日を基準日とする剰余金の配当（期末配当）を行わないことを決議しておりました。

2024年5月13日付プレスリリースにおいて、公開買付者は、オーストラリアにおける競争法に基づき必要な許認可等（以下「本クリアランス」という。）の取得が完了していること等一定の前提条件が充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合）、速やかに本公開買付けを開始することを予定している旨並びに2024年6月中旬を目途に本公開買付けを開始することを目指している旨を公表しておりました。

その後、2024年6月20日付プレスリリースにおいてお知らせしたとおり、公開買付者より、本公開買付けの実施に向けて、オーストラリアにおける競争法に基づく必要な手続及び対応を進めているものの、本クリアランスの取得が完了していない旨の連絡を受けました。これを踏まえ、改めて公開買付者に確認いたしました。公開買付者によれば、本公開買付価格は、2024年3月31日を基準日とする剰余金の配当が行われないことに加えて、2024年9月30日を基準日とする剰余金の配当についても行われないことを前提として総合的に判断し決定されているとのことであるととも、2024年11月末日までには、オーストラリアにおける競争法に基づく必要な手続及び対応が完了し、本公開買付けが開始されることを見込んでおり、引き続き早期にこれらの手続及び対応を完了すべく努めているとのことでしたので、本日開催の取締役会において、2024年9月30日を基準日とする2025年3月期の剰余金の配当（中間配当）を行わないことを決議いたしました。

以 上